

# お申込み・ご予約

## ① お申込み・ご予約

下記の必要事項をご記入の上、FAX、E-mail または 郵送にてお申込みください。

### 【必要事項】

- ①代表者情報  
(性別・氏名・年齢・住所・電話番号・メールアドレス)
- ②同行者情報  
(人数・性別・年齢・代表者との続柄)

## ② 回答受付

電話またはE-mailにてJAいなば旅行センターより受付のご連絡をいたします。  
その後、「受付確認書」及び「ツアー申込書」を郵送いたします。

○表面記載の「参加資格」に該当しない方や定員に達した場合、参加をお断りさせていただく場合がございます。

## ③ 申込書のご返送・お支払い

「ツアー申込書」をご記入の上、ご返送ください。また2でご案内する指定口座へ代金をお振込ください。

○ツアー代金のお振込を持って契約成立とさせていただきます。入金確認後、確定書面等をお送りさせていただきます。

## ④ ご出発当日

ツアー参加場所にお集まりください。

○新高岡駅に12時新30分までにお集まりください。現地まで送迎がございました。  
直接の方は13時30分までに「岩尾滝くつろぎ交流館」までお越しください。

## お申し込み・お問い合わせ

# JA いなば 旅行センター

FAX・E-mailまたは郵送いずれかの方法でお申し込みください。

FAX (0766) 68-3411

TEL (0766) 68-1211

E-mail ryokou01@ja-inaba.or.jp

郵送 〒932-0053 富山県小矢部市石動町10-30

応募締切  
(必着)

平成29年

10月16日(月)

## ご注意事項

- 定員に達し次第募集を締め切ります。
- 掲載写真はイメージです。
- 行程時間は当日の天候や交通状況により多少前後する場合があります。

## お申込みのご案内

■お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。

### 1. 募集型旅行企画契約

この旅行はJAいなば旅行センター(以下「当センター」という)が企画し募集する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型旅行契約を締結することになります。又、契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件、最終旅行日程表及び当センターの「旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)」によります。

### 2. 旅行のお申込み及び契約の成立

(1)電話、ファクシミリなど通信手段でのご予約の場合、当センターが予約を受託した翌日から起算して3日以内に申込金のお支払いをいただきます。お申込金は、旅行代金・取消料の一部に充当します。お申込金をお支払いいただいた時点で契約成立となります。  
(2)身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、その他特別な配慮を必要とされるお客様はその旨をお申し出下さい。当センターは可能な限りこれに応じますが、当センターがお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。

### ●お申込金

| 旅行代金 | 1万円未満             | 1万円以上<br>3万円未満    | 3万円以上<br>6万円未満     | 6万円以上<br>10万円未満    | 10万円以上            |
|------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| お申込金 | 3,000円～<br>旅行代金まで | 6,000円～<br>旅行代金まで | 10,000円～<br>旅行代金まで | 20,000円～<br>旅行代金まで | 旅行代金の20%～<br>旅行代金 |

### 3. 確定書面(最終日程表)の交付

当契約書面において旅行日程または重要な運送・宿泊期間の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊期間及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面の交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日7日以内のお申し込みの場合は旅行当日)までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます)をお渡しいたします。

### 4. ご旅行代金について

旅行代金は原則としてご出発の10日前までにお支払いください。

### 5. 旅行内容・旅行代金の変更

(1)当センターは天災地変・運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供など当センターが関与し得ない事由が発生した場合に、理由を説明して旅行契約の内容を変更することがあります。

(2)運送・宿泊機関の利用人数によって旅行代金が異なるコースにおいて、お客様の都合で利用人員が変更になった場合は、旅行代金の額を変更することがあります。

### 6. お客様による契約の解除

(1)お客様はいつでも所定の取消料を払って旅行契約を解除できます。

(2)次に掲げる場合は取消料を頂けません。

①旅行契約の内容に11項例示するような必要な変更が行われた場合 ②5項(1)に基づいて旅行代金が増額改定されたとき ③当センターがお客様に対し3項の期日までに確定書面を交付しなかったとき ④当センターの責めに帰すべき理由により当初の旅行日程通りの実施が不可能になったとき

| 取消料・違約金              |                     |                   |                 |          |                          |
|----------------------|---------------------|-------------------|-----------------|----------|--------------------------|
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって |                     |                   |                 |          |                          |
| 21日以前にある日<br>以前の解除   | 20日にある日<br>以降の解除    | 7日以前にある日<br>以降の解除 | 旅行開始日の<br>前日の解除 | 当日の解除    | 旅行開始後の<br>解除又は<br>無連絡不参加 |
| (日曜)旅行に<br>あたっては11日  | (日曜)旅行に<br>あたっては10日 |                   |                 |          |                          |
| 無料                   | 旅行代金の20%            | 旅行代金の30%          | 旅行代金の40%        | 旅行代金の50% | 旅行代金の100%                |

### 7. 当センターによる旅行契約の解除

当センターは次に例示するような場合は旅行開始前又は旅行開始後に旅行契約を解除することがあります。

①行代金を期日までに支払いただけないとき ②予め例示した申込条件の不適合が判明したとき ③お客様の病氣、必要な介護者の不在その他の理由により旅行に耐えられないと認めるとき ④お客様が契約内容について合理的な範囲を超えて当センターに負担を求めるとき、および他のお客様に迷惑を及ぼし団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき ⑤最少催行人員に達しなかったとき ⑥旅行締結の際に明示した旅行条件が成就しない恐れがきわめて大きいとき

### 8. 旅行代金に含まれないもの

旅行日程に明示されていない飲食代及びそれに伴う軽サービス料、チップやフリー・ニング代などの個人の料金、超過手荷物料金、傷害・疾病に関する医療費、空港諸税、施設使用料、運送機関が課す付加運賃料金などは旅行代金に含まれていません。

### 9. 当センターの責任について

(1)当センターは旅行契約の履行にあたって、当センターの故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は、損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当センターに通知があった場合

に限り、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、公官庁の命令その他センターの関与し得ない事由により損害を被られた場合は上記の責任を負いません。

(2)手荷物について生じた障害については損害発生の日から起算して14日以内に当センターに対して申し出があった場合に限り賠償いたします。ただし損害額の如何にかかわらず賠償限度額は15万円まで(ただし、当センターに故意又は重大な過失がある場合を除きます)と致します。

(3)お客様が次に例示するような自由により損害を被られたときは、上記の責任を負うものではありません。

①天災地変、戦乱、暴動又はこれらに生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 ②運送・宿泊機関の事故もしくは火災またはこれらに生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 ③官公署の命令又は伝染病による隔離 ④自由行動中の事故 ⑤食中毒 ⑥盗難 ⑦運送機関の遅延、不通またはこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞滞在時間の短縮

### 10. 旅行中の損害の補償について

当センターはお客様が当センター募集型企画旅行にご参加中に、急激かつ外來の事故で生命、身体、手荷物に被られた一定の損害について、所定の補償金及び通院見舞金、入院見舞金をお支払いします。

### 11. 旅程保証について

(1)当センターは契約内容に掲げる重要な変更が行われたときは、当センター旅行業約款に基づき、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金をお支払いします。ただし変更補償金の額は1募集型企画旅行について料金の15%を限度としお客様一人について変更補償金の額が1,000円未満の場合支払いません。

①旅行開始日または旅行終了日の変更 ②入場する観光地又は観光施設その他旅行の目的地の変更

③運送機関の等級又は設備のより低いものへの変更 ④運送機関の種類または客室の変更 ⑤宿泊機関の種類又は客室の変更 ⑥宿泊機関の客室の種類、設備、景観、その他客室条件の変更

(2)前記に拘らず、変更の理由が5項(1)に掲げた不可抗力の場合当センターは変更補償金を支払いません。

### 12. 最少催行人員

各コースごとに明記します。最少催行人員に満たない場合は、旅行の変更及び中止をさせていただきます。その場合は12日前までにご連絡申し上げます。

### 13. 添乗員等

(1)特に明示するものを除き、添乗員は同行いたしません。

(2)バス利用の場合、ガイドは同行いたしません、係員が同行いたします。

### 14. 個人情報の取り扱いについて

(1)当センターはお客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他当センターは ①当センター及び当センターの商品やサービス、キャンペーンのご案内 ②旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い ③アンケートのお願い ④特典サービスのご提供 ⑤統計資料の作成 などにお客様の個人情報を利用していただくことがあります。

(2)当センター及び当センターの各営業所(部署)はそれぞれの営業内容、お客様のお申込み簡素化、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。

尚、当センターの個人情報保護法への対応については当センターから情報漏洩が生じないよう最善を尽くします。

### 15. その他

(1)ツアーの催行中止に関わらず、金融機関が収受する振込手数料はお客様のご負担になりますのでご了承ください。

### 16. 旅行業務取扱管理者について

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に際し、担当者からの説明に不明な点があれば当センターの旅行業務取扱責任者にこそ尋ねてください。

## 〈旅行企画・実施〉お申込みお問い合わせ

富山県知事登録旅行業 第2-281号 ANTA正会員

# JA いなば 旅行センター

総合旅行業務取扱管理者 上田卓司

TEL: (0766) 68-1211 〒932-0053 富山県小矢部市石動町10-30

## 〈プログラム企画〉

# 小矢部市役所農林課

担当: 吉田

TEL: (0766) 67-1760(代) 〒932-8611 富山県小矢部市本町1番1号